

第 1 3 回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

平成 3 0 年 1 1 月 7 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

# 【 目 次 】

## I 高齢者の医療制度

- (1) 高齢者医療制度の変遷…………… 1
- (2) 後期高齢者医療制度について…………… 2

## II 事業の実施状況

- 1 被保険者…………… 4
  - (1) 被保険者の推移…………… 4
  - (2) 自己負担割合別被保険者数…………… 5
- 2 保険料…………… 6
  - (1) 保険料率の改定…………… 6
  - (2) 保険料の軽減対策…………… 6
  - (3) 保険料の賦課状況…………… 7
  - (4) 保険料収納率…………… 8
- 3 療養給付費…………… 9
  - (1) 後期高齢者医療費の状況…………… 9
  - (2) 医療費の内訳と構成比…………… 10
  - (3) 本県における疾病状況…………… 11
  - (4) 高額レセプトの状況…………… 12
  - (5) 都道府県別の1人当たり医療費…………… 13
  - (6) 県内市町別の1人当たり医療費…………… 14
- 4 その他の給付…………… 15
  - (1) 療養費…………… 15
  - (2) 葬祭費…………… 16
- 5 保健事業等…………… 17
  - (1) 保健事業実施計画…………… 17
  - (2) 健康診査事業…………… 18
  - (3) 歯科健康診査事業…………… 19
  - (4) 重複・頻回受診者訪問指導事業…………… 19
  - (5) 長寿・健康増進事業…………… 20
  - (6) 「健康づくり体験談」募集事業…………… 20
  - (7) 医療費通知事業…………… 21
  - (8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業…………… 21
  - (9) 保健事業実施計画（2期計画）の策定…………… 22
  - (10) 高齢者の健康づくり事業への支援について…………… 22

## I 高齢者の医療制度

### (1) 高齢者医療制度の変遷

#### ① 制度創設までの経緯

高齢化の急速な進展の中、高齢者の医療を国民全体でしっかりと支えていくため、平成9年から約10年間にわたる抜本改革の議論を経て、平成18年6月、「医療制度改革関連法」が成立し、平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設された。

年 月	内 容
昭和48年	老人医療費の無料化
昭和58年2月	「老人保健法」を制定（老人保健制度）
平成9年	政府・与党で新しい制度の検討を開始
平成18年6月	「医療制度改革関連法」成立
平成20年4月	後期高齢者医療制度を施行

#### ② 制度の見直し

制度施行後、高齢者医療制度の円滑な運営のため、保険料軽減特例制度の創設等、運用面の改善がなされた。

平成24年8月、「社会保障制度改革推進法」が成立し、高齢者医療制度は、「社会保障制度改革国民会議」で検討し結論を得ることとされた。

平成25年8月の国民会議の報告書では、後期高齢者医療制度は、十分定着しており、必要な改善を行っていくことが適当であるとの報告がなされた。

平成27年5月成立の「医療保険制度改革法」では、国保改革をはじめ、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入など制度改革が進められており、平成29年度から高齢者と若者の間での世代間公平が図られるよう、保険料軽減特例の見直し等が段階的に実施されている。

年 月	内 容
平成24年8月	「社会保障制度改革推進法」成立
平成25年8月	「社会保障制度改革国民会議」報告書
平成27年1月	「医療保険制度改革骨子」閣議決定 ・後期高齢者の保険料軽減特例の見直し
平成27年5月	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（医療保険制度改革法）」成立 ・国保の財政支援の拡充、運営の在り方を見直し ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・入院時の食事代の段階的引上げ ・高齢者の心身の特性に応じた保健事業の実施
平成29年4月	後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し
8月	70歳以上の高額療養費の上限額の見直し
平成30年4月	後期高齢者医療の保険料軽減特例や賦課限度額の見直し
8月	70歳以上の高額療養費の上限額の見直し

(2) 後期高齢者医療制度について

① 制度の主な内容

ア 被保険者

75歳（一定の障害があり申請により認定を受けた65歳）以上の方

イ 受けられる給付

医療機関等で被保険者証を提示することで保険給付を受けることができる。

負担割合は1割（現役並み所得者は3割）。それ以外に療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等の給付がある。

ウ 保険料

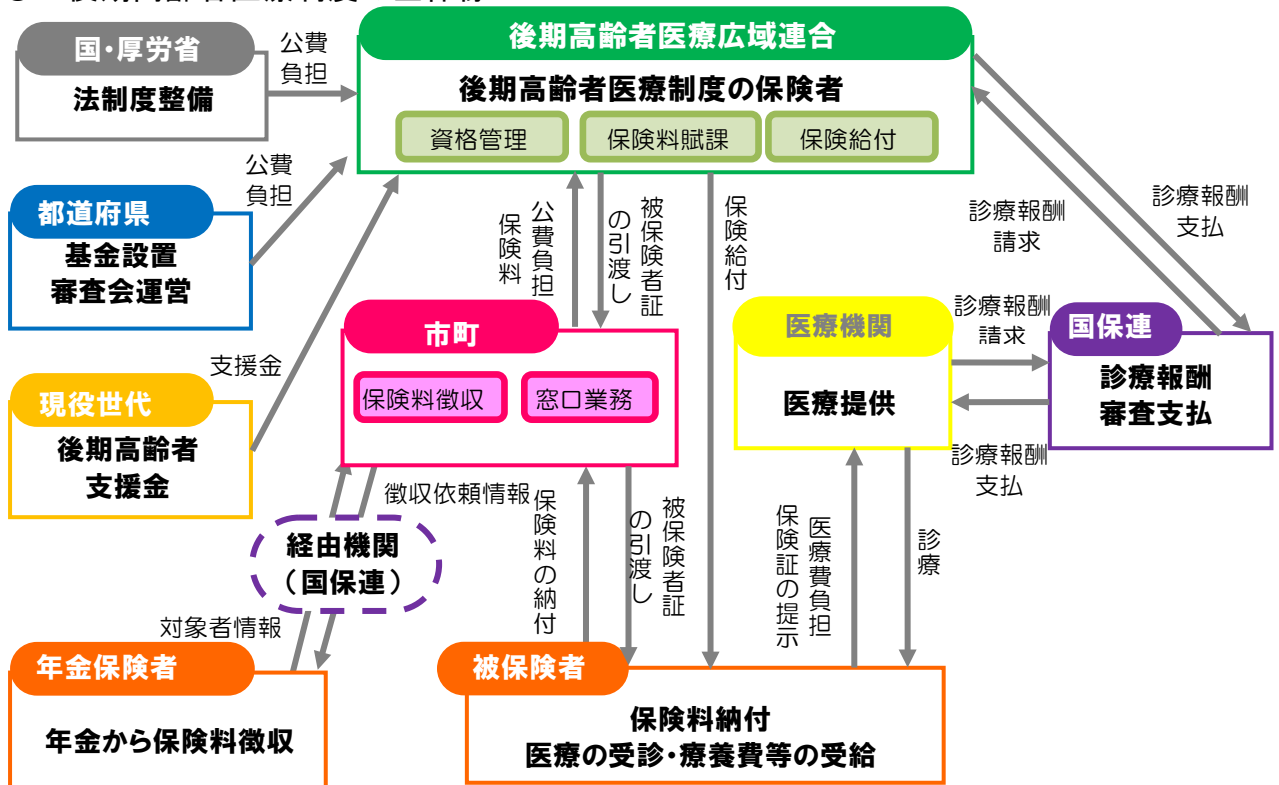
後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりが個人単位で保険料を納め、年間保険料は均等割額と所得割額の合計額となる。保険料率は2年ごとに見直される。

② 制度運営

制度運営は、県内全市町が加入する栃木県後期高齢者医療広域連合（平成19年2月設立）が主体となり、市町と事務を分担して行われている。

広域連合は、被保険者の資格認定や保険料率の決定、医療給付などを行い、市町は、届出・申請の受付や被保険者証の引渡しなど窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

○ 後期高齢者医療制度の全体像



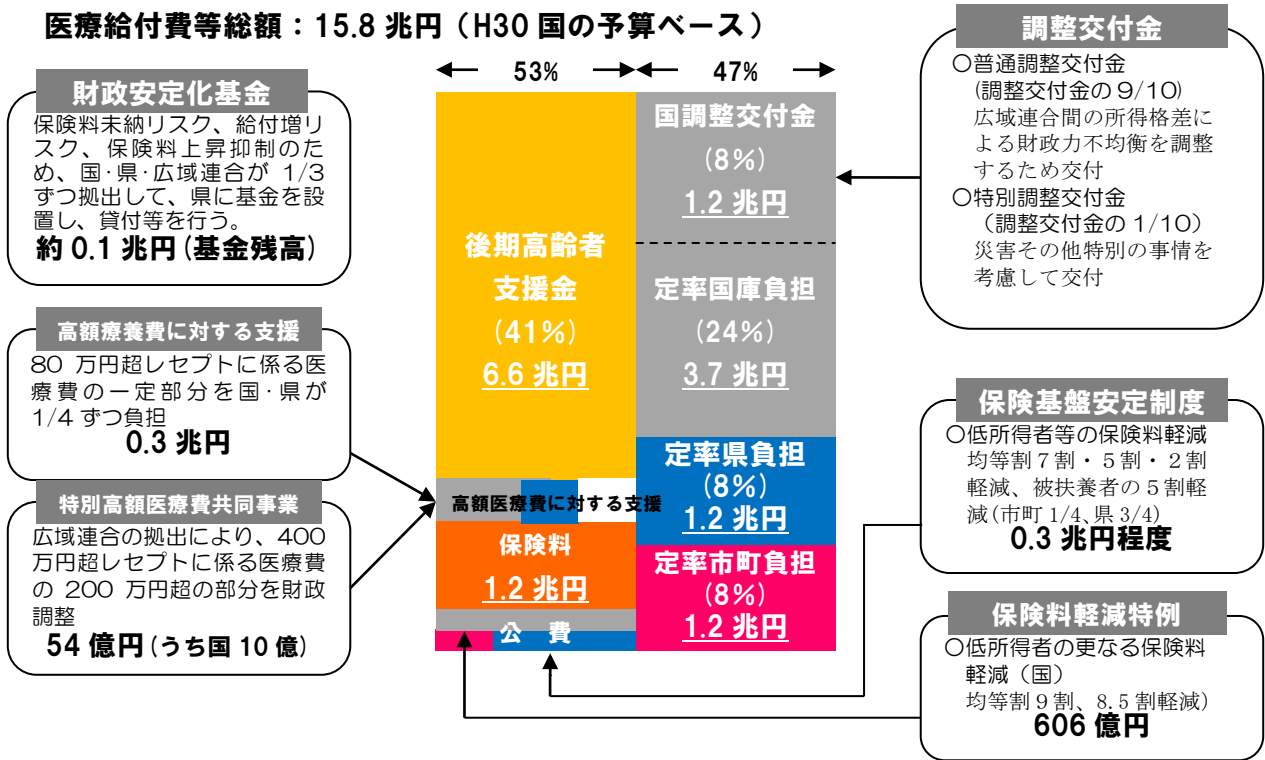
### ③ 制度の財源構成

財源構成は、患者負担（1割または3割）を除き、現役世代からの後期高齢者支援金（4割）及び公費（5割）のほか、高齢者が保険料（1割）を負担している。

このうち公費負担は、老人保健制度と同様、国・県・市町が4対1対1の割合で負担している。

#### ○ 後期高齢者医療制度の財源構成

医療給付費等総額：15.8兆円（H30 国の予算ベース）



## II 事業の実施状況

### 1 被保険者

#### (1) 被保険者の推移

被保険者数は、日中戦争の影響で75歳到達被保険者が一時減少した平成26年度を除き、これまで毎年約4千人から6千500人増加する状態にあり、今後数年間は約6千人から7千人の増加で推移すると推測している。

一方、障害認定者数は、毎年減少する傾向にある。

【図表1】 被保険者数の推移（各年度8月末現在）

年度\区分	被保険者数			〔再掲〕障害認定者数	
	被保険者数 (人)	対前年 増減数 (人)	対前年 増減比 (%)	被保険者数 (人)	対前年 増減数 (人)
平成20年度	209,390	—	—	9,028	—
平成21年度	214,793	5,403	2.58	8,596	▲ 432
平成22年度	219,994	5,201	2.42	8,136	▲ 460
平成23年度	224,691	4,697	2.14	7,517	▲ 619
平成24年度	228,988	4,297	1.91	7,247	▲ 270
平成25年度	233,181	4,193	1.83	7,054	▲ 193
平成26年度	235,683	2,502	1.07	6,996	▲ 58
平成27年度	241,111	5,428	2.30	6,875	▲ 121
平成28年度	247,545	6,434	2.67	6,687	▲ 188
平成29年度	254,099	6,554	2.65	6,392	▲ 295
平成30年度	260,287	6,188	2.44	6,325	▲ 67

【図表2】 年齢別被保険者数（各年度8月末現在） (単位：人)

年齢区分		平成29年度 被保険者数	平成30年度 被保険者数	対前年 増減数
障害認定者	65歳～69歳	3,137	2,972	▲ 165
	70歳～74歳	3,255	3,353	98
75歳以上 被保険者	75歳～79歳	94,676	97,712	3,036
	80歳～84歳	73,001	73,922	921
	85歳～89歳	49,627	50,441	814
	90歳～94歳	23,702	24,733	1,031
	95歳～99歳	5,838	6,266	428
	100歳～	863	888	25
計		254,099	260,287	6,188

総人口はほぼ横ばいだが、国民健康保険の加入者が大きく減少し、全国健康保険協会（協会けんぽ）と後期高齢者医療制度の加入者が増加している。

【図表 3】 医療保険制度の加入者数等

	平成 27 年 3 月末現在		平成 28 年 3 月末現在		対前年 増減数 (千人)
	加入者数 (千人)	構成比 (%)	加入者数 (千人)	構成比 (%)	
被用者保険	74,503	58.69	75,217	59.24	714
全国健康保険協会	36,932	28.67	37,165	29.27	773
組合管掌健康保険	29,131	22.95	29,136	22.95	5
法第3条第2項被保険者	19	0.01	19	0.02	0
船員保険	125	0.10	124	0.10	▲ 1
共済組合	8,836	6.96	8,774	6.91	▲ 62
国民健康保険	35,937	28.31	34,687	27.32	▲ 1,250
市町村国保	33,025	26.02	31,822	25.06	▲ 1,203
国保組合	2,911	2.29	2,864	2.26	▲ 47
後期高齢者医療制度	15,767	12.42	16,237	12.79	470
生活保護法適用者	2,174	1.71	2,164	1.70	▲ 10
統計上の不突合	▲ 1,442	▲ 1.14	▲ 1,330	▲ 1.05	112
総人口	126,939		126,975		36

※ 厚生労働省「医療保険に関する基礎資料（平成 27 年 3 月末現在）」（平成 28 年 12 月公表）及び「医療保険に関する基礎資料（平成 28 年 3 月末現在）」（平成 29 年 12 月公表）による。

総人口は、総務省統計局「人口推計月報」による各年 4 月 1 日現在の総人口。

※ 国統計は千人単位であるため、計は不整合となる。

## （2）自己負担割合別被保険者数

現役並み所得者とされる自己負担割合が 3 割の被保険者は、全国と比較すると構成比は低く 5.2%となっている。

【図表 4】 自己負担割合別被保険者数（平成 30 年 6 月末現在）

区分	被保険者数 (人)	1 割負担 (人)	構成率 (%)	3 割負担 (人)	構成率 (%)
全 国	17,299,295	16,096,491	93.0	1,202,804	7.0
栃木県	259,000	245,475	94.8	13,525	5.2

※ 3 割負担…原則として、同一世帯に、住民税課税所得から調整控除額を引いた額が 145 万円以上の被保険者がいる者

1 割負担…3 割負担以外の者

## 2 保険料

### (1) 保険料率の改定

保険料率は、2年に一度見直されることとなっている。

第6期となる平成30・31年度の保険料率を決定するにあたっては、1人当たり医療費の増加など、保険料の上昇要因がある中で、剰余金を活用して保険料上昇を抑制し、均等割額43,200円、所得割率8.54%のまま、据え置くこととなった。

【図表5】栃木県後期高齢者医療保険料率の推移

区 分	第1期 平成20・21年度	第2期 平成22・23年度	第3期 平成24・25年度	第4期 平成26・27年度	第5期 平成28・29年度	第6期 平成30・31年度
均等割額	37,800円	37,800円	42,000円	43,200円	43,200円	43,200円
所得割率	7.14%	7.18%	8.54%	8.54%	8.54%	8.54%

### (2) 保険料の軽減対策

低所得者に対する保険料負担の軽減措置については、制度の円滑な施行を図ることを目的に平成20年度から実施され、均等割額の特例措置は平成30年度においても継続された。

また、国民健康保険料（税）とともに、後期高齢者医療の軽減所得判定基準も見直され、平成30年4月から、均等割額において、5割軽減及び2割軽減の対象の軽減所得判定基準額が引き上げとなり、保険料軽減の対象が拡大となった。

一方で、平成29年度から医療保険制度が段階的に見直されており、平成30年度においては所得割額の特例措置が廃止され、元被扶養者の均等割額の特例措置が7割軽減から5割軽減に見直された。

元被扶養者数は年々減少傾向にあるが、保険料軽減の対象が拡大されたことなどにより、均等割額の軽減が適用される被保険者数は、6,352人の増となった。

【図表6】栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況（各年度7月現在）

区 分	平成29年度該当者		平成30年度該当者		対前年 増減数 (人)	
	人数 (人)	被保険者数に 占める割合 (%)	人数 (人)	被保険者数に 占める割合 (%)		
均 等 割 額 の 軽 減	9割軽減	52,143	20.36	52,589	20.06	446
	8.5割軽減	48,316	18.87	50,596	19.30	2,280
	5割軽減	24,855	9.71	28,742	10.97	3,887
	2割軽減	22,933	8.96	25,030	9.55	2,097
	元被扶養者軽減(※1)	18,683	7.30	16,325	6.23	▲2,358
	合 計	166,930	65.19	173,282	66.13	6,352
所得割額の軽減(※2)	28,668(※3)	11.20	-	-	▲28,668	

※1 元被扶養者軽減について、平成29年度は7割軽減、平成30年度は5割軽減。

※2 所得割額の軽減について、平成29年度は2割軽減、平成30年度は軽減廃止。

※3 所得割額の軽減と均等割額の軽減を重複して適用を受ける被保険者数がある。

内訳は、重複適用の被保険者数22,894人、所得割額の軽減のみ適用の被保険者数5,774人。



### (3) 保険料の賦課状況

平成30年度の決定保険料額については、被保険者数の増加や、軽減特例措置の見直し、所得額の伸びなどから、約8億6,500万円の増額となっている。また、1人当たり平均保険料額についても、軽減前と軽減後において平成29年度より増となっている。

全国的に見ると、1人当たりの月額平均保険料は、都道府県ごとの平均所得額の差もあって、3千円台から8千円台まで2倍以上の差が生じている。栃木県の1人当たり月額平均保険料は、全国平均額より約1,000円低い状況にある。

【図表7】 保険料当初賦課の状況

		平成29年度 (7月現在)	平成30年度 (7月現在)	対前年増減額	(参考) 第6期(H30・H31) 料率算定時推計値
決定保険料額(円)		14,618,825,500	15,483,860,500	865,035,000	
1人当たり平均保険料(円)	軽減前 年額	78,335	79,219	884	79,128
	月額	6,528	6,602	74	6,594
1人当たり平均保険料(円)	軽減後 年額	57,093	59,092	1,999	59,615
	月額	4,758	4,924	166	4,968

【図表8】 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び1人当たり月額平均保険料額(抜粋)

都道府県名	第5期(平成28・29年度)				都道府県名	第6期(平成30・31年度)			
	均等割額 (円)	所得割率 (%)	一人当たり月額平均 保険料額(軽減後) (円)	順位		均等割額 (円)	所得割率 (%)	一人当たり月額平均 保険料額(軽減後) (円)	順位
全国	45,289	9.09	5,659	—	全国	45,116	8.81	5,857	—
栃木県	43,200	8.54	4,484	31	栃木県	43,200	8.54	4,968	28
東京都	42,400	9.07	7,958	1	東京都	43,300	8.80	8,094	1
神奈川県	43,429	8.66	7,632	2	神奈川県	41,600	8.25	7,416	2
愛知県	46,984	9.54	7,003	3	愛知県	45,379	8.76	6,905	3
大阪府	51,649	10.41	6,740	4	大阪府	51,491	9.90	6,752	4
兵庫県	48,297	10.17	6,426	5	兵庫県	48,855	10.17	6,674	5
秋田県	39,710	8.07	2,963	47	秋田県	39,710	8.07	3,271	47

※平成30年3月30日厚生労働省「後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率について」

#### (4) 保険料収納率

制度開始の平成20年度以降の保険料収納率は、図表9のとおりである。

特別徴収と普通徴収を合わせた全体の収納率は、全国平均でも99%を上回る状況にあり、栃木県の収納率は、全国順位では低いものの、全国平均値を上回っている。

【図表9】栃木県後期高齢者医療保険料収納率

(単位：%)

区 分	収 納 率	前 年 度 比 較
平成20年度	98.83	—
平成21年度	99.05	0.22
平成22年度	99.18	0.13
平成23年度	99.22	0.04
平成24年度	99.20	▲ 0.02
平成25年度	99.26	0.06
平成26年度	99.32	0.06
平成27年度	99.31	▲ 0.01
平成28年度	99.38	0.07
平成29年度	99.38	0.00

【図表10】後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率（抜粋）

平成27年度						平成28年度					
都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位	都道府県名	全体 特徴+普徴 (%)	順位	都道府県名	普通徴収 (%)	順位
全国平均	99.28	—	全国平均	98.40	—	全国平均	99.32	—	全国平均	98.51	—
栃木県	99.31	33	栃木県	98.13	40	栃木県	99.38	31	栃木県	98.34	35
島根県	99.67	1	愛知県	99.08	1	島根県	99.70	1	佐賀県	99.12	1
新潟県	99.63	2	島根県	98.95	2	佐賀県	99.67	2	愛知県	99.11	2
福井県	99.61	3	滋賀県	98.92	3	長野県	99.60	3	島根県	99.10	3
滋賀県	99.60	4	新潟県	98.89	4	新潟県	99.58	4	長野県	98.92	4
長野県	99.59	5	石川県	98.89	5	滋賀県	99.57	5	石川県	98.91	5
東京都	98.81	47	青森県	97.75	47	東京都	98.88	47	青森県	97.94	47

※平成30年3月9日厚生労働省「平成28年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等について」

### 3 療養給付費

#### (1) 後期高齢者医療費の状況

後期高齢者医療における本県の医療費は、被保険者数の伸びにともない、年々増加している。1人当たり医療費は、平成28年度に初めて減少したが、平成29年度では、再び増加に転じた。

全国の後期高齢者医療費も、同様の動きを示している。

【図表11】 栃木県の後期高齢者医療費

診療年度 3～2月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	1人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成25年度	233,433	189,750,582,977	3.1	812,870	1.4
平成26年度	236,116	192,870,478,003	1.6	816,846	0.5
平成27年度	241,435	199,711,355,143	3.5	827,185	1.3
平成28年度	247,917	202,303,632,361	1.3	816,014	▲ 1.4
平成29年度	254,302	209,778,889,886	3.7	824,920	1.1

※医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、療養費は含まれていない。

【図表12】 全国の後期高齢者医療費

診療年度 4～3月ベース	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度比 (%)	1人あたり医療費	
				年額 (円)	対前年度比 (%)
平成25年度	15,289,402	14,060,294,105,862	3.7	919,610	1.3
平成26年度	15,573,025	14,385,346,864,227	2.3	923,735	0.4
平成27年度	15,983,508	15,044,319,532,624	4.6	941,240	1.9
平成28年度	16,503,148	15,221,718,900,895	1.2	922,352	▲ 2.0
平成29年度	16,999,767	15,899,119,297,473	4.5	935,255	1.4

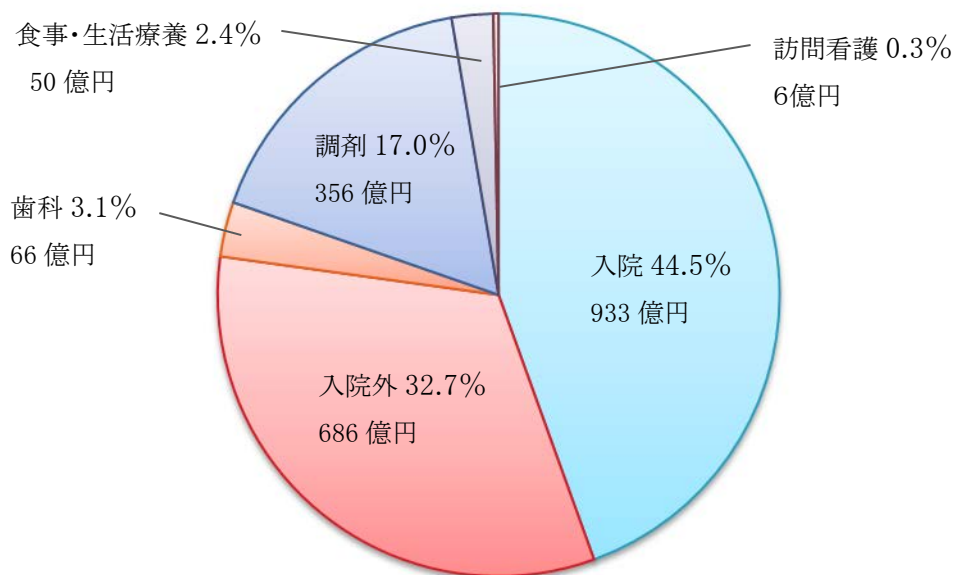
【資料：国民健康保険中央会「平成29年度医療費速報」】

## (2) 医療費の内訳と構成比

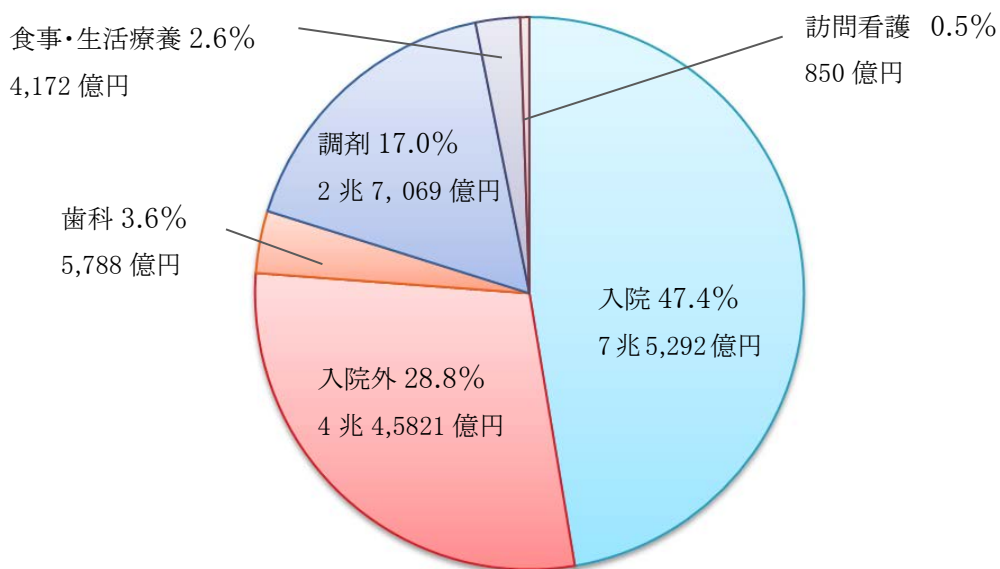
栃木県では入院が44.5%、次いで入院外の32.7%、調剤の17.0%の順になっており、この3種別で全体の約94%を占めている。

全国と比較すると、入院が3ポイント、歯科が0.5ポイント、調剤が0.2ポイント低い値になっている。一方、入院外は4.1ポイント高い値になっている。

【図表13】栃木県の後期高齢者医療費の内訳



【図表14】全国の後期高齢者医療費の内訳

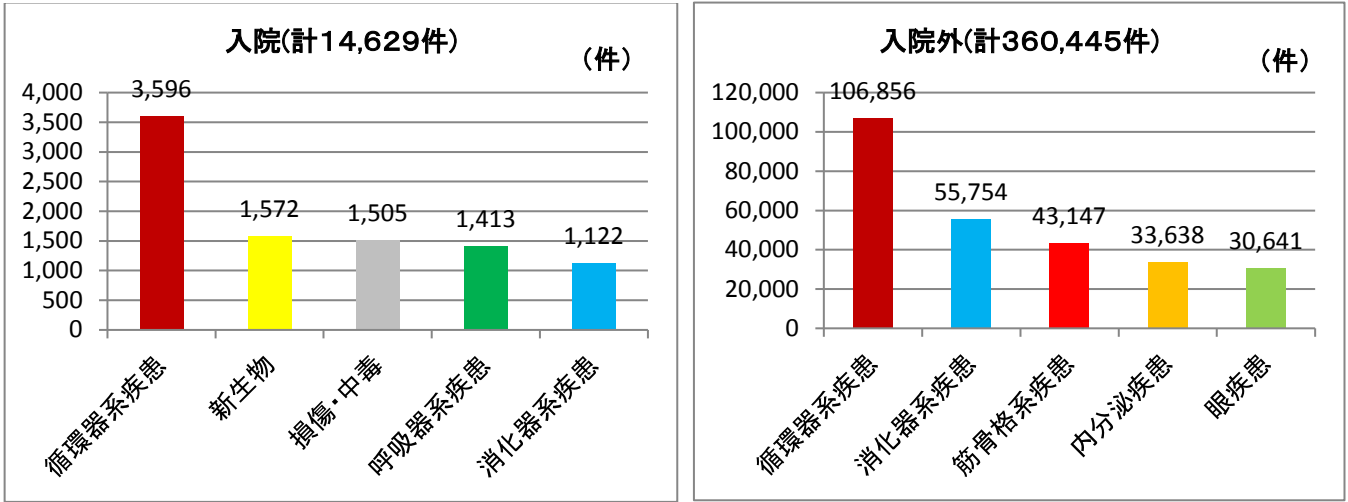


【資料：国民健康保険中央会「平成29年度年間分 医療費速報」】

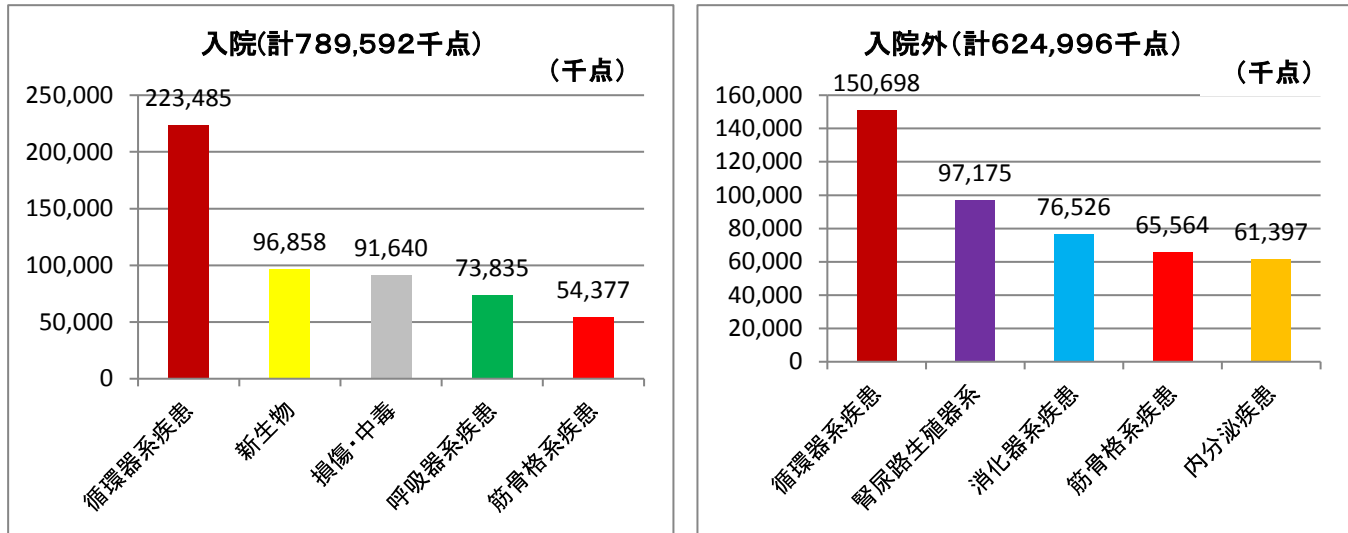
### (3) 本県における疾病状況

平成29年6月審査分のレセプト（医科・歯科）より、本県の後期高齢者医療被保険者にかかる疾病状況について把握・分類した。

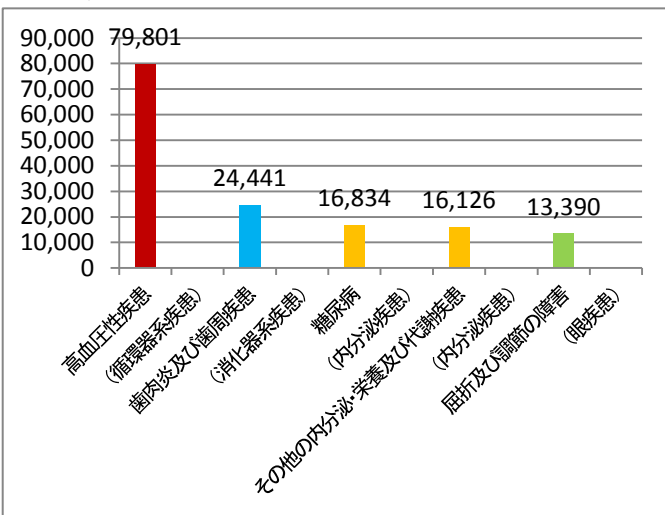
【図表 15】 疾病分類別 件数上位5疾病



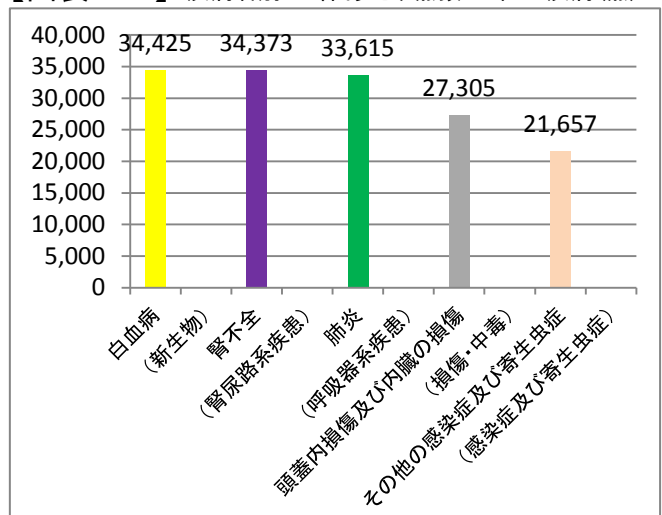
【図表 16】 疾病分類別 点数上位5疾病



【図表 17】 疾病名別 受診件数 上位5疾病(件)



【図表 18】 疾病名別 1件あたり点数 上位5疾病(点)



#### (4) 高額レセプトの状況

80 万円以上のレセプトは、件数、医療費ともに増加しており、医療費全体に占める構成比も増加している。また、400 万円以上のレセプトも件数、医療費とも増加傾向にある。

【図表 19】

年度	80万円以上のレセプト				(再掲) 400万円以上のレセプト	
	件数 (件)	構成比 (%)	医療費 (円)	構成比 (%)	件数 (件)	医療費 (円)
平成25年度	28,240	0.5	35,619,979,316	18.7	339	1,784,901,369
平成26年度	29,716	0.5	36,914,276,212	19.1	341	1,821,207,790
平成27年度	31,894	0.5	39,868,161,004	19.9	358	1,899,587,187
平成28年度	33,662	0.5	42,211,875,620	20.9	428	2,319,728,412
平成29年度	36,141	0.5	45,130,074,844	21.5	467	2,633,738,637

※ 「400 万以上」の件数・費用額は、「80 万円以上のレセプト」の内数である。

※ 「構成比」は、療養給付費全体の件数・費用額に占める割合を示す。

※ 80 万円を超える費用額の一部については、「高額医療費負担金」として、国・県が4分の1ずつ負担する。平成 29 年度は、国・県から各々755,329,318 円が交付された。

※ 400 万円以上のレセプトの一部は、国保中央会で特別審査が行われ、「特別高額医療費共同事業交付金」として交付される。平成 29 年度は、134 件分、54,643,363 円が交付された。

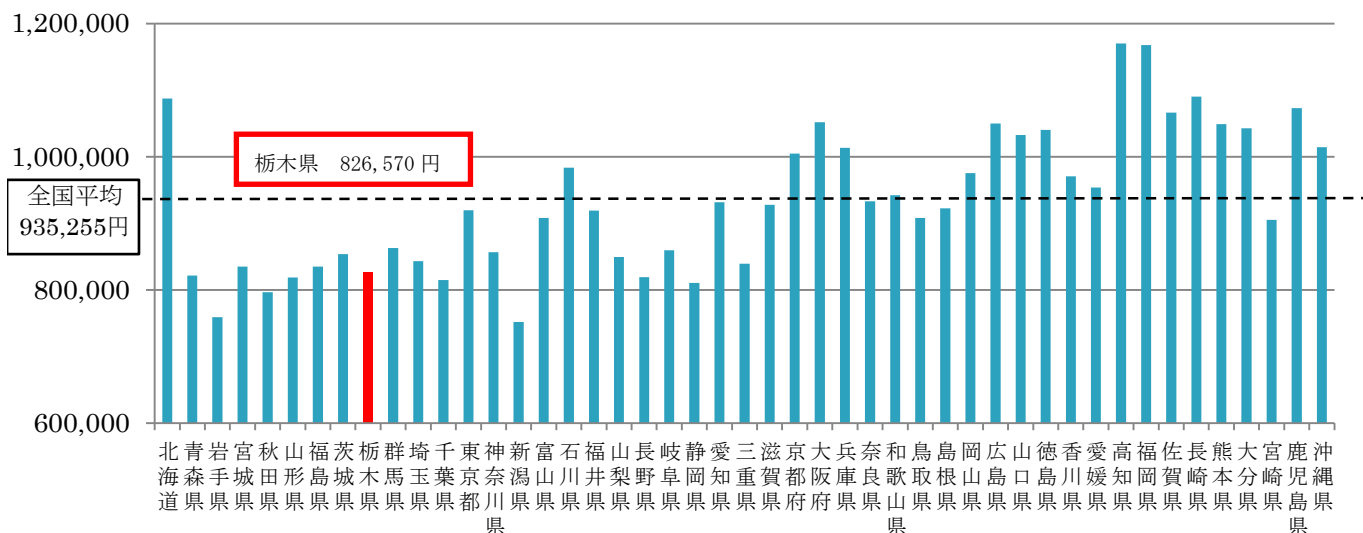
### (5) 都道府県別の1人当たり医療費

栃木県は、被保険者1人当たり医療費において39位と低い水準になっており、全国平均よりも10万円以上低い額になっている。

全国的には、北海道を除き西日本が高く、東日本が低い傾向が見られる。

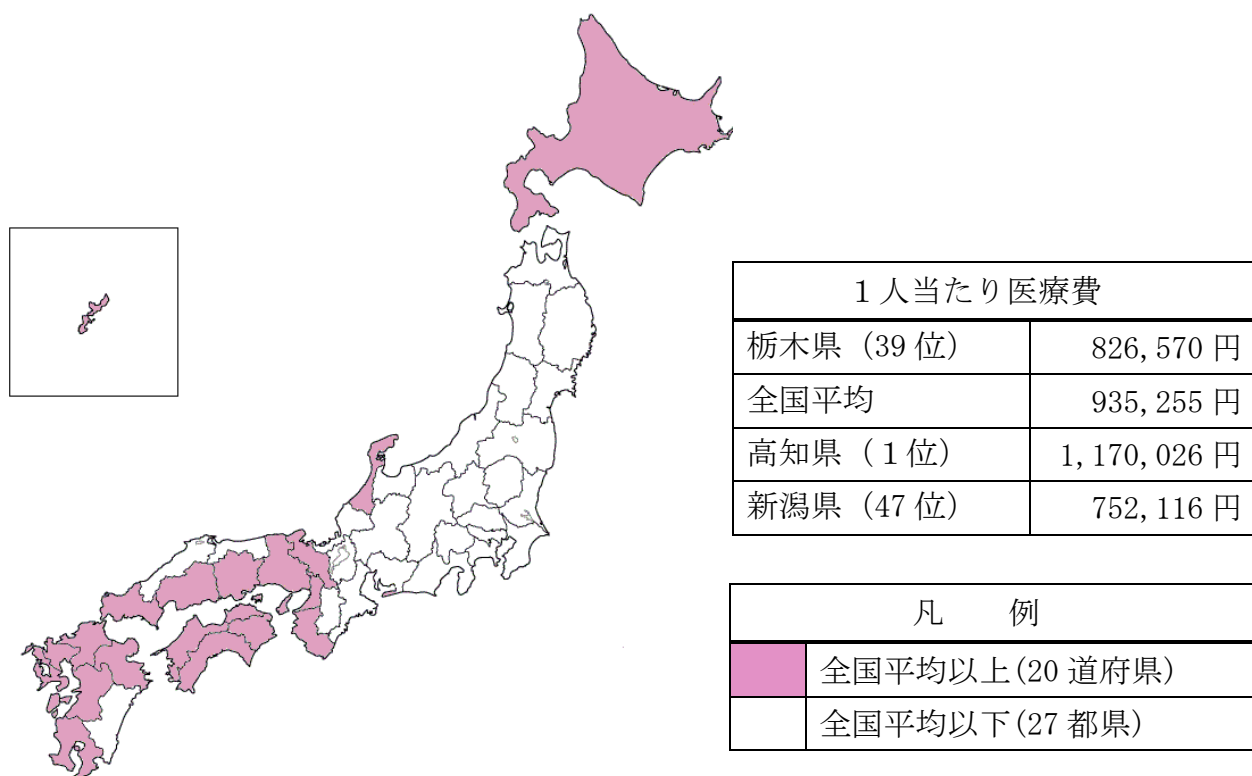
【図表20】

(単位：円)



【資料：国民健康保険中央会「平成29年度年間分 医療費速報」】

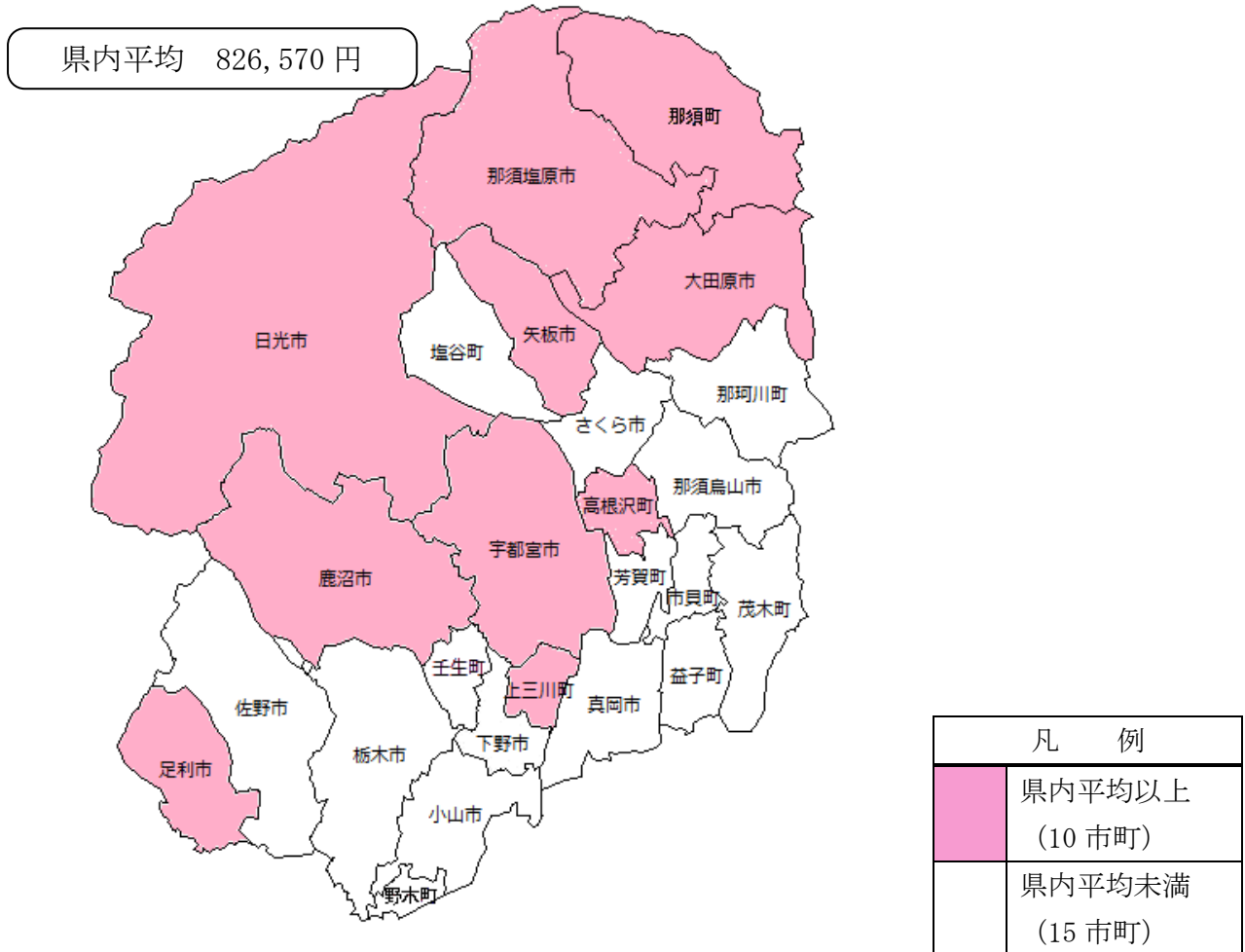
【図表21】 1人当たり医療費が全国平均以上の都道府県



(6) 県内市町別の1人当たり医療費

栃木県における被保険者1人当たりの医療費を市町別に見ると、県北から県央・県西にかけて高く、県東・県南が低い傾向が見られる。

【図表22】1人当たり医療費が県内平均以上の市町



【図表23】1人当たり医療費の順位

						(単位:円)		
順位	市町名	1人あたり医療費	順位	市町名	1人あたり医療費	順位	市町名	1人あたり医療費
1	日光市	927,025	10	那須町	837,474	19	小山市	791,041
2	大田原市	893,500	11	野木町	823,852	20	市貝町	767,115
3	高根沢町	879,239	12	塩谷町	820,493	21	栃木市	760,406
4	鹿沼市	866,639	13	壬生町	815,301	22	佐野市	755,736
5	那須塩原市	857,941	14	下野市	812,464	23	茂木町	710,259
6	上三川町	852,498	15	さくら市	810,436	24	那須烏山市	698,354
7	宇都宮市	850,781	16	真岡市	810,052	25	那珂川町	686,330
8	足利市	850,699	17	益子町	799,235			
9	矢板市	849,907	18	芳賀町	791,186			
							<b>栃木県全体</b>	<b>826,570</b>

※平成29年4月から平成30年3月診療分の療養給付費の費用額を集計。

※日光市と那珂川町の差240,695円

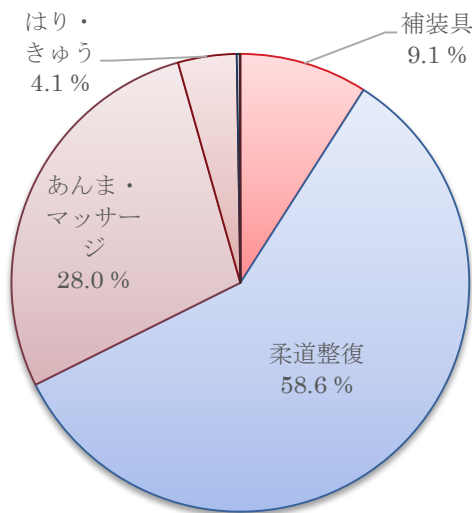


## 4 その他の給付

### (1) 療養費

本県の療養費の費用額は、年額 22 億円程度であり、柔道整復とあんま・マッサージで全体の約 9 割を占めている。

【図表 2 4】療養費の内訳



種別	件数 (件)	費用額 (円)	割合 (%)
補装具	5,404	200,416,809	9.1
柔道整復	115,987	1,297,496,500	58.6
あんま・マッサージ	21,623	618,958,459	28.0
はり・きゅう	4,859	91,707,530	4.1
一般診療	101	4,745,558	0.2
その他	9	809,644	0.0

【図表 2 5】療養費の状況

	栃木県			全国		
	件数 (件)	費用額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	費用額 (千円)	対前年度比 (%)
平成25年度	134,686	2,100,031,803	4.4	11,855,743	178,749,248	1.2
平成26年度	141,234	2,141,700,015	2.0	12,054,721	182,330,873	2.0
平成27年度	144,570	2,231,365,317	4.2	12,284,857	186,180,624	2.1
平成28年度	147,127	2,211,956,146	▲ 0.9	12,440,198	186,489,571	0.2
平成29年度	148,104	2,214,134,500	0.1			

※食事標準負担差額の件数を含む。

【資料：平成 29 年度厚生労働省後期高齢者医療事業年報】

## (2) 葬祭費

葬祭費は、毎年度7億円以上の支出があり、死亡による資格喪失者数と連動して増減している。

【図表26】

	栃木県			全国		
	件数 (件)	金額 (円)	対前年度比 (%)	件数 (件)	金額 (千円)	対前年度比 (%)
平成25年度	14,448	722,400,000	1.0	869,495	37,516,971	1.5
平成26年度	14,516	725,800,000	0.5	885,008	38,172,124	1.7
平成27年度	14,344	717,200,000	▲ 1.2	893,905	38,601,684	1.1
平成28年度	15,247	762,350,000	6.2	922,596	39,866,741	1.0
平成29年度	15,631	781,550,000	2.5			

【資料：平成29年度厚生労働省後期高齢者医療事業年報】

## 5 保健事業等

### (1) 保健事業実施計画

#### ①目的

保健事業実施計画（平成 27 年 3 月策定）に基づいた保健事業の取組を P D C A サイクルに沿って効率的、効果的に実施することにより、高齢者にかかる健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図る。

#### ②基本方針

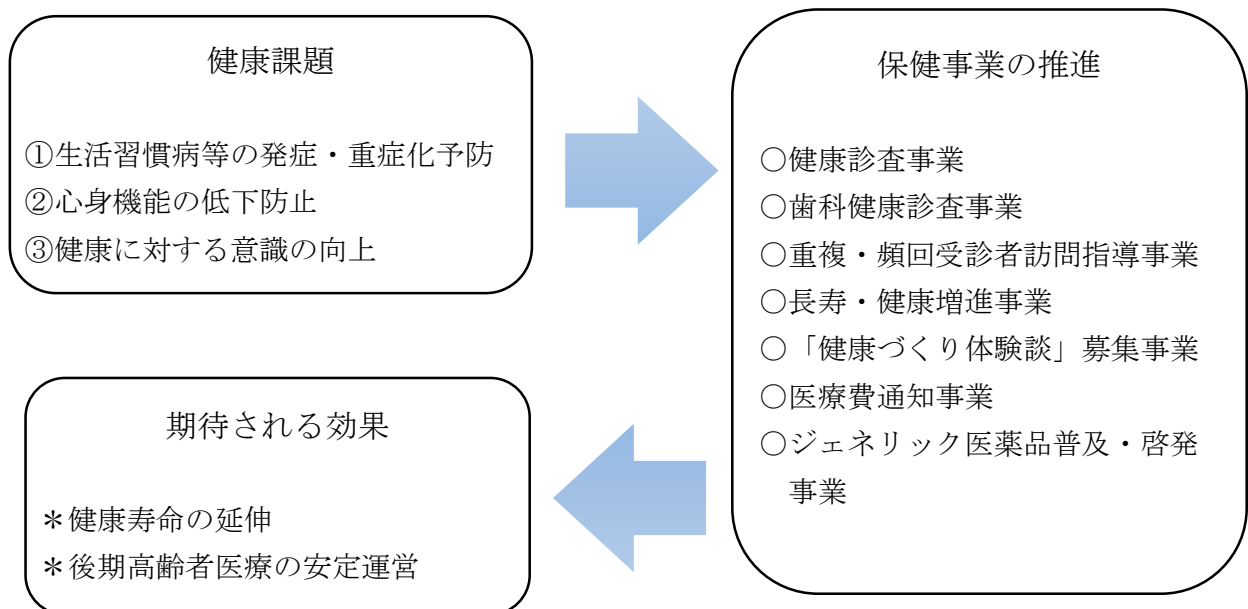
- ア 被保険者の健康保持増進に向けた取組の推進
- イ 市町との連携・協力体制の強化

#### ③位置付け

栃木県後期高齢者医療広域連合広域計画の基本指針に基づいた個別計画とし、とちぎ健康 21 プラン（栃木県健康増進計画）や栃木県医療費適正化計画、市町健康増進計画などとの調和を図る。

#### ④期間

平成 27 年度（初年度）～平成 29 年度（目標年度）



(2) 健康診査事業（平成20年度より実施）

生活習慣病の早期発見により重症化を予防し、医療費の適正化を図ることを目的に実施している。実施にあたっては、受診率30%を目標に掲げ、被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

受診者数、受診率とも年々増加しているが、平成29年度の目標値30%には届いていない状況である。市町間の受診率（最大48.1%、最小12.7%）の差の縮小等更なる受診率の向上や健康診査結果の有効活用が必要である。

【図表 2 7】平成29年度実施状況

市町名	対象者数（人）	受診者数（人）			受診率（%）
		集 団	個 別	計	
宇都宮市	47,680	2,630	11,684	14,314	30.0
足利市	18,811	317	5,854	6,171	32.8
栃木市	19,449	2,438	2,365	4,803	24.7
佐野市	14,168	843	1,991	2,834	20.0
鹿沼市	11,764	139	3,975	4,114	35.0
日光市	12,123	2,800	537	3,337	27.5
小山市	14,938	2,138	3,117	5,255	35.2
真岡市	7,560	1,587	878	2,465	32.6
大田原市	8,420	2,211	17	2,228	26.5
矢板市	3,984	856	241	1,097	27.5
那須塩原市	11,848	2,384	1,239	3,623	30.6
さくら市	4,601	1,132	124	1,256	27.3
那須烏山市	4,077	402	1,306	1,708	41.9
下野市	5,816	466	1,876	2,342	40.3
上三川町	2,803	166	1,108	1,274	45.5
益子町	2,559	515	—	515	20.1
茂木町	2,321	351	—	351	15.1
市貝町	1,341	326	—	326	24.3
芳賀町	1,972	520	—	520	26.4
壬生町	4,177	563	116	679	16.3
野木町	2,494	321	64	385	15.4
塩谷町	1,885	12	700	712	37.8
高根沢町	2,744	349	—	349	12.7
那須町	4,064	774	43	817	20.1
那珂川町	2,896	502	892	1,394	48.1
合 計	214,495	24,742	38,127	62,869	29.3

「対象者数」…【被保険者数】－【健診除外者数】（施設入所者等）

「受診率」…【受診者数】÷【対象者数】 ※KDB等を活用し、健診除外者数を抽出

【図表 2 8】受診率の推移

（単位：%）

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
栃木県受診率	24.5	27.7	28.2	28.9	29.3
全国受診率	25.1	26.0	27.6	28.7	28.8(見込)

### (3) 歯科健康診査事業（平成 26 年度より実施）

肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防することにより、健康の保持・増進、生活の質の維持・向上を図ることを目的に実施している。実施にあたっては被保険者の利便性を考慮し、市町へ業務委託して行っている。

実施市町数は、平成 26 年度の 1 市から平成 27 年度 9 市町、平成 28 年度 11 市町、平成 29 年度 12 市町と年々増加しており、実施市町数の増加という目標は達成できたが、引き続き市町と連携・協力しながら、実施市町数の増加と受診率の向上を目指す必要がある。

【図表 29】実施状況

年 度	実 施 市 町
平成 26 年度	日光市
平成 27 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・矢板市 上三川町・市貝町・塩谷町
平成 28 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市 真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・塩谷町
平成 29 年度	宇都宮市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市 真岡市・矢板市・上三川町・市貝町・野木町・塩谷町

### (4) 重複・頻回受診者訪問指導事業（平成 22 年度より実施）

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、委託先の保健師等が対象者宅を訪問し、健康相談・助言を行っている。

重複・頻回受診者とも、年度ごとの改善割合に差が見られ、改善割合増加に向けた実施方法等について検討していくとともに、重複投薬者、使用禁忌薬がある者及び多剤服薬者について対応していく必要がある。

#### <平成 29 年度実施状況>

実施時期 平成 29 年 7 月～9 月

実施人数 重複受診者：65 人

頻回受診者：81 人

対 象 者 重複受診者：同一疾病により複数の医療機関等に 2 か月以上  
継続して受診している者

頻回受診者：1 か月における同一医療機関等への受診日数が、  
2 か月以上継続して 15 日以上ある者

#### (5) 長寿・健康増進事業（平成20年度より実施）

被保険者の健康保持・増進を図ることを目的に、市町が実施する高齢者の健康づくり事業に対し、国の特別調整交付金等を活用し、広域連合が経費助成を行っている。

平成29年度の目標である25（全）市町実施が達成でき、52事業が実施された。市町が、被保険者の主体的な健康づくりにつながる、より多くの事業に取り組むことができるように、支援の方法等を検討していく必要がある。

【図表30】平成29年度実施状況

対象事業	助成市町
① 健康診査（追加項目）	佐野市・日光市・那須塩原市 壬生町・那珂川町
② 健康教育・健康相談等	那須塩原市・益子町・茂木町・市貝町
③ 運動・健康施設等利用費助成	足利市
④ 保養施設利用費助成	足利市・矢板市・那須烏山市
⑤ 運動・健康増進等のための活動助成	鹿沼市・真岡市・下野市・益子町
⑥ 敬老会の趣味の集い等助成	鹿沼市・市貝町・壬生町・那珂川町
⑦ 人間ドック等の費用助成	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市 日光市・小山市・真岡市・大田原市 矢板市・さくら市・那須烏山市 下野市・上三川町・益子町・市貝町 芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町 高根沢町・那須町
⑧ はり・きゅう等利用費助成	宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市 鹿沼市
⑨ その他健康増進に資する事業	足利市・日光市・上三川町・益子町

#### (6) 「健康づくり体験談」募集事業（平成25年度より実施）

健康づくりに関する体験談を募集し、優秀作品について周知することにより、自らの健康管理に一層関心を持ってもらうことを目的に実施している。

応募件数は、計画策定時と比べ増加傾向にあり、応募件数の増加という目標は達成できたが、今後も引き続き、健康意識醸成に関するより効果的な周知方法について、事業再編を含め検討していく必要がある。

#### <平成29年度実施状況>

募集期間	平成29年8月1日から9月29日
対象者	後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者
応募件数	26件
表彰	最優秀賞1件、優秀賞3件、佳作6件
周知方法	医師のコメントを添えて広域連合ホームページに掲載

### (7) 医療費通知事業（平成 20 年度より実施）

被保険者に医療機関等で受けた診療の内容を確認し、健康や医療に対する理解を深めてもらうことを目的に実施している。

また、査定により医療費が 10 万円以上減額された方に対し、平成 24 年度より減額査定通知を実施している。

平成 29 年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告の際に、医療費の明細書として医療保険者が交付する医療費通知を活用できるとされ、保険者が医療費通知を交付する場合の標準項目が追加された事なども踏まえ、被保険者にとって、より分かりやすい通知内容となるよう検討していく必要がある。

#### <平成 29 年度実施状況>

発送回数 3 回（7 月、11 月、3 月）

発送枚数 715,237 通

### (8) ジェネリック医薬品普及・啓発事業

ジェネリック医薬品の普及促進を強化し、患者負担の軽減及び医療保険財政の健全化を図り、後期高齢者医療制度の安定的運営を持続することを目的に実施している。

ジェネリック医薬品使用率については、年々増加しており、平成 29 年度の目標値である 60%は達成したものの、国において、平成 32 年 9 月までに使用率 80%という新たな目標が定められたことを踏まえ、更なる使用促進が必要となる。

#### <平成 29 年度実施状況>

#### ①ジェネリック医薬品希望カード配布事業（平成 24 年度より実施）

- ・市町窓口にてジェネリック医薬品希望カードを設置、配布
- ・75 歳到達者の被保険者証送付時に配布

#### ②ジェネリック医薬品利用差額通知事業（平成 25 年度より実施）

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合、一定額以上の負担軽減の可能性のある被保険者へ参考として送付している。

発送回数 2 回（8 月、2 月）

発送枚数 50,435 通

抽出条件 平成 29 年 5 月・11 月調剤分で、投薬期間が 7 日以上、変更した際の差額が 1 薬剤あたり 100 円以上

【図表 3 1】ジェネリック医薬品使用率（単位：％）

平成 27 年度 (平成 28 年 1 月)	平成 28 年度 (平成 29 年 1 月)	平成 29 年度 (平成 30 年 1 月)
57.5	65.5	69.9

## (9) 保健事業実施計画（2期計画）の策定

### ①計画の趣旨

保健事業実施計画（2期計画）は、健康・医療情報等を活用しながらP D C Aサイクルに沿って効果的、効率的に保健事業を実施することにより、高齢者の健康の保持増進、生活の質の維持向上を図るとともに、医療費の適正化等を通じて、後期高齢者医療制度の持続的な安定運営を目指す。

### ②位置付け

栃木県健康増進計画「とちぎ健康 21 プラン（2期計画）」、「栃木県医療費適正化計画（3期計画）」、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（7期計画）」及び市町で策定している健康増進計画等との調和を図る。

### ③計画期間

平成 30（2018）年度（初年度）～平成 35（2023）年度（目標年度）

### ④新規事業

- ・生活習慣病重症化予防事業
- ・フレイル対策事業

## (10) 高齢者の健康づくり事業への支援について

広域連合では、被保険者の健康の保持増進を図るため、これまで国の特別調整交付金等を活用して、市町が実施する高齢者の健康づくり事業を支援してきた。今年度は、保険者インセンティブ交付金も積極的に活用し、市町が実施する高齢者の健康づくりを推進する事業を幅広く対象とした長寿・健康増進推進交付金を交付することで、高齢者の特性を踏まえた多様な事業の実施を推進する。

### ①対象事業

ア 高齢者の健康づくりを推進する事業

(ア) 人間ドック等事業

- ・人間ドック等の費用助成
- ・人間ドック結果データ管理

(イ) 健康診査等事業

- ・健康診査（追加項目以外）
- ・健康診査結果説明
- ・健康診査未受診者対策事業

(ウ) フレイル対策事業

- ・普及・啓発等（一般介護予防事業も含む。）
- ・閉じこもり対策事業
- ・地域ボランティア等養成事業

(エ) その他、高齢者の健康づくりを推進する事業



イ 特別調整交付金交付基準に基づく長寿・健康増進事業

(ア) 取組の推進

- ・健康診査（追加項目）
- ・健康教育・健康相談等
- ・医療資源が限られた地域の保健事業

(イ) その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

②スケジュール

6月～7月…保健事業に関する市町ヒアリング

9月下旬 …保健事業担当者連絡会議にて支援の概要及び考え方を説明  
交付要綱及び交付基準策定

## 「健康づくり体験談」募集事業について

## 1 趣 旨

健康づくりに関する体験談を募集し、優秀作品を表彰するとともにホームページ等で周知することにより、被保険者の皆様に健康管理に一層関心を持っていただくことを目的とする。

## 2 募集内容

- (1) テーマ
- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| ①運動部門   | 日々実践している運動やスポーツに関する健康法とその効果     |
| ②暮らし部門  | 暮らしの中で実践している食事、生活習慣に関する健康法とその効果 |
| ③生きがい部門 | 社会活動や趣味などに関する健康法とその効果           |
- (2) 応募方法 原稿用紙2～3枚程度の作品を郵送またはメールで提出
- (3) 募集期間 平成30年8月1日（水）から9月28日（金）
- (4) 応募資格 後期高齢者医療制度に加入している本県の被保険者

## 3 応募状況

36作品 ※ 詳細は裏面参照

## 4 審 査

## (1) 事前審査（事務局）

応募作品について、広域連合事務局において、文章の体裁・構成・内容等を考慮し、本審査に送る作品を選定。また、健康法の安全性を保健師が確認。

## (2) 本審査（懇談会）

事前審査通過作品について、後期高齢者医療運営懇談会において審査し、最優秀賞1点と優秀賞3点、佳作5点程度を選考する。

## 5 優秀作品の表彰

- ・ 最優秀賞（1点） 表彰状と記念品（旅行券3万円分）を授与
- ・ 優秀賞（各部門から1点） 表彰状と記念品（商品券1万円分）を授与
- ・ 佳作（5点程度） 表彰状と記念品（QUOカード500円分）を授与
- ・ 参加賞 札状と参加記念品（QUOカード500円分）を贈呈

## 6 優秀作品の公表（周知・広報）

- ・ 前原委員に御協力いただき、医学的見地からのコメント等を付し、平成30年12月頃から広域連合ホームページに掲載
- ・ その他、機会を捉えて、周知・広報していく。

<応募の状況>

(1) 性別・年代別・テーマ分野別応募状況

(単位：人)

性別			年代別					テーマ分野別			
男性	女性	性別計	60代※	70代	80代	90代以上	年代別計	運動	暮らし	生きがい	分野別計
18	18	36	1	17	16	2	36	13	15	8	36

※60代の応募者は、65歳以上で一定の障がいがあると認定された被保険者

(2) 応募作品一覧

別紙の一覧のとおり

## 健康づくり体験談平成30年度応募作品一覧

No.	年齢	性別	市町名	テーマ	タイトル
1	79	女	さくら市	運動	水中歩行をお進めします
2	75	男	那須塩原市	運動	マラソンが私の人生
3	76	女	真岡市	運動	ラジオ体操と出会う
4	75	男	那須烏山市	運動	ウォーキングで健康づくり
5	75	男	栃木市	運動	朝の深呼吸と水泳で一日爽快
6	80	女	宇都宮市	運動	毎日少しづつの運動が大切！
7	75	男	下野市	運動	sportsでがんに打ち勝ちました
8	81	女	さくら市	運動	わたしの健康法
9	83	女	茂木町	運動	健康法とその効果(運動部門)
10	78	男	那須塩原市	運動	「私の日常健康づくり法」体験紹介(78歳)
11	84	男	宇都宮市	運動	私の老後における健康法
12	81	男	日光市	運動	私の健康推進法
13	87	男	宇都宮市	運動	運動に関する健康法とその効果
14	80	男	さくら市	暮らし	適切調和生命維持の食生活
15	80	女	那須塩原市	暮らし	わたしの健康づくり習慣
16	82	男	那須塩原市	暮らし	暮らしに関する健康法とその効果
17	88	男	宇都宮市	暮らし	私の生きがいづくり
18	76	女	芳賀町	暮らし	暮らしに関する健康法とその効果
19	76	男	宇都宮市	暮らし	健康維持の秘訣
20	80	男	那須塩原市	暮らし	私の暮し
21	84	女	宇都宮市	暮らし	私の暮らし
22	94	女	那須塩原市	暮らし	足るを知り 日々笑顔と感謝の気持で
23	66	男	那須塩原市	暮らし	私の健康づくり
24	75	女	那須町	暮らし	自分の健康管理のために行っている健康法とその効果
25	78	男	鹿沼市	暮らし	同級生はいいねー
26	76	男	宇都宮市	暮らし	私の健康法(暮らし)
27	77	女	那須町	暮らし	私の健康作り体験談
28	76	女	佐野市	暮らし	日常と非日常に生きる
29	80	女	塩谷町	生きがい	ボランティア活動が私の生きがい
30	89	女	那須烏山市	生きがい	生きがいに関する健康法とその効果
31	82	男	宇都宮市	生きがい	社会活動に関する健康法とその効果
32	76	女	那須塩原市	生きがい	ストレスフリーで元気澆刺
33	78	男	鹿沼市	生きがい	出発進行
34	75	女	鹿沼市	生きがい	生きがいに関する健康法とその効果
35	85	女	宇都宮市	生きがい	人との交流で元気になれたボランティア
36	91	女	那須塩原市	生きがい	ボランティアが紡ぐ絆、生き甲斐